

福島県バドミントン協会規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、福島県バドミントン協会と称する。

第2条 本会の事務局を理事長宅又は理事長の指定地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、バドミントン愛好者の中枢機関となり、バドミンントンの健全な普及発展、人格形成を図り、併せて県民の競技力向上に寄与すること目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- 1 純真明朗なバドミントン愛好者の指導啓発並びにその確立。
- 2 福島県選手権競技大会並びにその他の競技会の開催。
- 3 (公財)日本バドミントン協会との連携を緊密に図る。
- 4 その他本会において必要と認めた事業。

第3章 組織

第5条 本会の支部協会を県北・県中・県南・会津・いわき・相双に置く。

第6条 本会に小学生連盟・中体連専門部・高体連専門部・大学連盟・実業団連盟・教職員連盟・シニア連盟・レディース連盟・社会人クラブ連盟を置く。

第7条 本会は、(公財)日本スポーツ協会・(公財)日本バドミントン協会・東北バドミントン連盟に加盟し、その支部として(公財)福島県スポーツ協会に加盟する。また、それぞれの加盟の団体としての活動を行う。

第4章 経費及び会計

第8条 本会の経費は、登録料・補助金・その他の収入をもって充てる。

第9条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、2月末日に終わる。

第5章 役員

第10条 本会に次の役員を置く。

1. 名誉会長
2. 会長 1名
3. 副会長 (各支部・連盟会長)
4. 理事長 1名
5. 副理事長若干名
6. 常任理事若干名
7. 理事若干名
8. 監事 2名
9. 評議員若干名
10. 事務局長は会長が任命する。

第11条 会長・副会長は、総会において推薦する。

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

第13条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第14条 理事長は、理事会の議決により選出し、会長これを委嘱し、会長の命を受けて会務を執行する。

第15条 副理事長は、理事会の議決により選出し、会長これを委嘱する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

第16条 常任理事は、各支部代表者及び理事の互選とし、会長これを委嘱する。

第 17 条 理事は、各支部 2 名（うち 1 名は支部協会・連盟の理事長とする）・各加盟団体 1 名・会長推薦若干名を選出し総会の議を経て、会長これを委嘱する。

第 18 条 監事は、総会において選出し、会計を監査する。

第 19 条 評議員は、各支部及び各加盟団体より 1 名ずつ選出する。

第 20 条 事務局長は本協会の事務処理を行ない会計を担当する。

尚、本協会主催大会の会計を別に定め、会計監査については各支部長が持ち回りで担当する。

第 21 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。欠員の補充・増員による役員の任期は前任者の残任期間とし、増員された役員の任期は他の役員と同じとする。

第 22 条 本会は、必要により総会の議を経て、名誉会長・顧問・参与を置くことができる。

第 23 条 本会に、専門委員会を置くことができる。（総務（HP 含む）・競技・強化指導・審判・表彰）専門委員会に関する規定は、理事会の議決により別に定める。

第 6 章 会 議

第 24 条 総会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・理事・監事及び評議員で構成し、毎年 1 回または理事会の要請によって臨時招集することができる。

総会は、次のことを行い、議長は会長が務める。

1. 規約の決定並びに変更
2. 役員を選出
3. 会務報告並びに決算の承認
4. 事業計画の決定並びに予算審議
5. その他必要と認めた事項

第 25 条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・理事で構成し、必要により会長が招集し、総会から委任された事項を執行する。特に必要があるときは上記の総会・理事会の他に常任理事会・副会長会議を会長が招集することができる。

第 26 条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・各専門委員長・事務局で構成する。

第 27 条 副会長会議は、会長・各支部会長・各連盟会長・理事長で構成する。

第 28 条 会議は構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって議決する。

ただし、委任状の提出者も出席したものとみなす。また、可否同数のときは議長が決定する。

第 29 条 本会の印鑑は、会長が指名するものが管理し理事長の承認を受けて使用する。

第 30 条 本会の書類は、専門委員会ごとに保管し、書類の保管期間を設定する。

1. 重要書類は 5 年間（総会資料・議事録・決算報告書など）
2. その他の書類は 2 年
3. 競技記録及び記念誌・表彰記録は永久保管とする。

第 31 条 全ての会議では議事録を作成し、総務委員会(事務局)で保管する。

第 7 章 登 録

第 32 条 本会に加盟する会員は、所属する支部協会又は各連盟を通じ登録を要する。

第 33 条 登録手続きは、所定用紙に必要事項を記入し、各支部又は連盟から本会に提出する。

第 34 条 本会に登録しなければ、本会又は各連盟の主催する競技会に参加することはできない。

第 35 条 本会に加入する者が下記に該当するときは、本会登録を行うことによって、(公財)日本バドミントン協会に登録される。

1. 各支部、各連盟の主催する競技会に参加する者。
2. (公財)日本バドミントン協会公認審判員資格者及び(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格者。
3. 本会役員

第 36 条 本会の登録は、毎年更新するものとする。

登録規定に関しては、総会の議決により別に定める。

第 8 章 附 則

第 37 条 本会の規約の改訂・廃止及び制定は、総会の議決による。

第 38 条 この規約は、昭和 46 年 6 月 6 日より実施する。

昭和 59 年	3 月 20 日	一部改正
平成 5 年	4 月 1 日	一部改正
平成 8 年	4 月 1 日	一部改正
平成 11 年	4 月 1 日	一部改正
平成 18 年	4 月 2 日	一部改正
平成 27 年	3 月 22 日	一部改正
令和 3 年	4 月 11 日	一部改正
令和 6 年	4 月 13 日	一部改正

○ 内 規

1, 本会には次の専門委員会を置く。(第 23 条)

(1)総務委員会 (2)競技委員会 (3)強化・指導委員会 (4)審判委員会
(5)表彰委員会

2, 倫理に関するガイドライン、倫理規程については、別に定める。